

1 男女の役割や地位に関する意識についておたずねします。

問1 あなたは、次にあげる分野で、男女はどの程度平等になっていると思いますか。
(それぞれ○は一つ)

	男性が優遇されている	どちらかといえは男性が優遇されている	平等である	どちらかといえは女性が優遇されている	女性が優遇されている
A 家庭生活で	1	2	3	4	5
B 就職活動の場や職場で	1	2	3	4	5
C 地域活動の場で（自治会やPTAなど）	1	2	3	4	5
D 学校教育の場で	1	2	3	4	5
E 政治の場で	1	2	3	4	5
F 法律や制度の上で	1	2	3	4	5
G 社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5
H 社会全体として	1	2	3	4	5

問2 次の考え方について、あなたはどのようになりますか。(それぞれ○は一つ)

	そう思う	どちらかといえはそう思う	どちらかといえはそう思わない	そう思わない
A 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4
B 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい	1	2	3	4
C 育児は父親よりも母親がするべきである	1	2	3	4
D 介護は男性よりも女性がするべきである	1	2	3	4
E 理科や数学は、女子よりも男子が向いている	1	2	3	4
F 子どもは、性別にとらわれずその子らしく育てるのがよい	1	2	3	4
G 希望すれば夫と妻が別姓を名乗っても構わない	1	2	3	4
H 性の多様性（下記参考）を認めるべきである	1	2	3	4

※性の多様性…身体だけでなく、心の性（性自認、自分が感じている性）、好きになる性（性的指向、誰を好きになるか）、社会的な性（社会的にどうふるまうか）などがあります。性のあり方は一人ひとりに個性があるように、その妻や夫や組合せも人によって様々です。

令和7年度堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査

2025年（令和7年）7月

■本調査について

本調査は、市民の皆さまの男女共同参画に関する日頃の意識や行動をはじめ、男女共同参画施策に対するご意見やご考えなどを把握するために実施するものです。

■回答にあたってのお願い

- この調査は、13歳以上の市民の皆さまの中から、無作為に4,000人の方を選ばせていただきます。調査票をお送りしています。回答はあて名のご本人のお考えでお願ひします。
- 令和7年8月7日(木)までに投函ください。
調査票に直接ご記入いただき返信用封筒（切手不要）に入れ、ポストに投函ください。
※郵送によるご回答の場合は、ボールペンまたは鉛筆であてはまる番号を選んで○をつけてください。（記述を必要とする箇所もございます）
※パソコン・スマートフォン・タブレットをご使用いただき、専用の回答ページからも回答いただけます。その場合は本調査票による回答（投函）は不要です。

回答専用サイトはコチラから

<https://src.webcas.nei/form/pub/src/2271403dj>

※回答専用サイトへのログインの際は、次のID・パスワードを入力してください。

◇ID ◇パスワード

*ID・パスワードは、回答専用画面に入るための認証キーで、紙の調査票とインターネットで同じ方による二重回答を防ぐために付けられています。どの方にもID・パスワードを送付したのには一切関係してあらず、回答者個人を特定することはできません。

- この調査への回答は任意です。設問によって、回答できない場合または回答したくない場合は、次の設問にお進みください。
- 上記方法でご回答が難しい方は、下記<お問い合わせ>に記載の連絡先へご相談ください。

■個人情報の取扱いについて

- 調査票および返信用封筒には、氏名、住所の記入は不要です。
- 調査票の送付に使用した氏名、住所は、本調査票の送付のためにのみ使用し、それ以外の目的には一切使用いたしません。

<お問い合わせ>

堺市 市民権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課
 電話：(072) 228-7408
 FAX：(072) 228-8070
 E-mail：taikicity.sakai.lg.jp

問3 あなたが、今後女性がもっと増えた方がよいと思う職業や役職はどれですか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 大臣や閣僚 | 2. 地方自治体の首長(知事、市長など) |
| 3. 国会議員・地方議員などの政治家 | 4. 国家公務員・地方公務員の管理職 |
| 5. 裁判官・検察官・弁護士 | 6. 大学教授 |
| 7. 企業の管理職 | 8. 起業家・経営者 |
| 9. 団体(組合、NPO、自治会等)の役員 | 10. 学校長・大学学長 |
| 11. 新聞、放送の記者 | 12. 医師 |
| 13. 科学者 | 14. その他(具体的に) |
| 15. 特にない | |

2 家庭生活についておたずねします。

問4 家庭における役割について、あなたはどのようなようにお考えですか。配偶者・パートナーがいない方は、仮にしていることを想定してお答えください。(それぞれ○は一つ)

※「配偶者・パートナー」には、婚姻届を出していない事実婚の相手も含みます。

	主として夫の役割	どちらかといえは夫の役割	両方向し程度の役割	妻の役割	主として妻の役割
A 生活費をかせぐ	1	2	3	4	5
B 日々の家計の管理をする	1	2	3	4	5
C 日常の家事(炊事、買物、洗濯、掃除など)	1	2	3	4	5
D 老親や病身者の介護や看護	1	2	3	4	5
E こどもの教育としつけ	1	2	3	4	5
F 育児(乳幼児の世話)	1	2	3	4	5
G 自治会、PTAなど地域活動への参加	1	2	3	4	5

3 こどもの教育についておたずねします。

問5 あなたのごどもには、どの程度までの教育を受けさせたいと思いますか。女の子、男の子それぞれについてお答えください。子育てをしていない方も、子育てをしていると想定してお答えください。(それぞれ○は一つ)

	女の子	男の子
1. 中学校	1. 中学校	
2. 高等学校	2. 高等学校	
3. 専門・専修学校	3. 専門・専修学校	
4. 短期大学、高等専門学校	4. 短期大学、高等専門学校	
5. 大学	5. 大学	
6. 大学院	6. 大学院	
7. その他(具体的に)	7. その他(具体的に)	

問6 あなたのごどもに、次のことをどのくらい身につけてほしいと思いますか。

女の子、男の子それぞれについてお答えください。子育てをしていない方も、子育てをしていると想定してお答えください。(それぞれ○は一つ)

	女の子			男の子		
	必ず身につけるべき	できれば身につけてほしい	あまり身につけなくてよい	必ず身につけるべき	できれば身につけてほしい	あまり身につけなくてよい
A 自立できる経済力	1	2	3	4	1	2
B 家事・育児の能力	1	2	3	4	1	2
C 家族や周囲の人と円満に暮らす力	1	2	3	4	1	2
D 個性を伸ばすこと	1	2	3	4	1	2
E 自立心	1	2	3	4	1	2

問7 男女平等を推進するために、学校で行うとよいと思うものはどれですか。

(あてはまるものをすべてに○)

1. 学校生活の中で、性別による役割分担をなくす(性別による役割分担の例：リーダー的役割は男子で、女子は補佐役など)
2. 進路指導や職業観の育成について、男女の区別なく能力を生かせるよう配慮する
3. 男女が互いを尊重し合うことの大切さを教えるなど、男女平等の意識を育てる授業をする
4. 男女平等についての理解が深まるように教職員に研修を行う
5. 校長や教頭に女性を増やす
6. 保護者に対して、様々な機会を通じて男女平等に対する理解を促す
7. 性の多様性について正しく理解するための教育を充実する
8. ※DVやデートDV(下記参考)や性暴力の防止に向けた教育を行う
9. その他(具体的に)
10. 学校教育の中でする必要はない

※DV(ドメスティック・バイオレンス)…配偶者等からの暴力
デートDV…結婚していない交際の男女間等でおこる暴力

4 介護についておたずねします。

問8 もしあなた自身に介護が必要になった場合、一番介護されたい方をおひとり選んで、お答えください。(○は一つ)

1. 配偶者・パートナー
2. 息子
3. 娘
4. 息子の配偶者・パートナー
5. 娘の配偶者・パートナー
6. 自分のきょうだい
7. ヘルパー等の専門家(在宅サービス)
8. 施設での介護
9. その他(具体的に)

5 仕事についておたずねします。

問9 「女性の働き方」について、あなたの①希望と②実際はどれにあてはまりますか。(それぞれ○は一つ)

※女性の方はご自身について、男性の方はご自身の配偶者・パートナー(女性)に対しての①希望・②実際についてお答えください。配偶者・パートナーがいない方は、仮にいることを想定してお答えください。

※選択肢内の()は過去に結婚や出産・子育ての時期を経験された方を想定しています。

①希望

1. 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける(続けたかった)
2. 結婚するまで仕事をもち、結婚後は家事に専念する(専念したかった)
3. こもができるまで仕事をもち、こもができたら家事や子育てに専念する(専念したかった)
4. 子育ての時期だけ離職し、その後は常時雇用の正社員などで再就職する(再就職したかった)
5. 子育ての時期だけ離職し、その後は臨時雇用、パート・アルバイトなどで再就職する(再就職したかった)
6. 仕事には就かない
7. その他(具体的に)

②実際

1. 結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(続けていた)
2. 結婚するまで仕事をもち、結婚後は家事に専念している(専念していた)
3. こもができるまで仕事をもち、こもができたら家事や子育てに専念している(専念していた)
4. 子育ての時期だけ離職し、その後は常時雇用の正社員などで再就職している(再就職した)
5. 子育ての時期だけ離職し、その後は臨時雇用、パート・アルバイトなどで再就職している(再就職した)
6. 仕事には就いていない
7. 配偶者・パートナーがいない及び結婚や出産・子育ての時期を経験していない
8. その他(具体的に)

問10 あなたの現在の勤務形態はどれに当てはまりますか。(○は一つ)
また現在、専業主婦・主夫、無職等で働いていない方は、問10-1の現在働いていない理由についてもお答えください。

1. 常時雇用の正社員または正職員
2. 臨時雇用、パート・アルバイト、非常勤、派遣等の非正規社員（職員）
3. 自営業主または家族従業員
4. 学生
5. 専業主婦・主夫
6. 無職（専業主婦・主夫を除く）
7. その他（具体的に）

「5」「6」と回答した方→問10-1ハ
それ以外の方→問11ハ

問10-1は、問10で「5. 専業主婦・主夫」、「6. 無職」と回答した方にお聞きします。(あてはまるものすべてに○)

問10-1 現在働いていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 保育施設に入所できなかったから
2. 延長保育や一時預かり、休日保育などの保育サービスが身近にないから
3. 仕事内容、勤務場所、勤務時間等について条件に合う働き口が見つからないから
4. 家事・育児について、配偶者、パートナー等家族の協力が得られないから
5. 介護・看護について、配偶者、パートナー等家族の協力が得られないから
6. 介護・看護について、施設やサービスを利用できなかったから
7. 働くことについて配偶者、パートナー等家族の協力が得られないから
8. 働くことで家族に迷惑がかかると感じるから
9. 仕事と家庭の両方をうまくやっていく自信がないから
10. 仕事に必要な知識や能力が備わっているか不安を感じるから
11. 家事・育児に専念したかったから
12. 介護・看護に専念したかったから
13. 今は働きたいとは思わないから
14. 失業したから
15. 年金収入等により働かなくても生活できるから
16. 高齢のため
17. その他（具体的に）

ここからはすべての方にお聞きします。

問11 あなたは、仕事に関する次のことについて、性別による差があると思いますか。
(それぞれ○は一つ)

	男性が優遇されている	男性が優遇されている とどちらかといえば	平等である	女性が優遇されている とどちらかといえば	女性が優遇されている
A 募集・採用	1	2	3	4	5
B 賃金	1	2	3	4	5
C 仕事の内容	1	2	3	4	5
D 昇進・昇格	1	2	3	4	5
E 管理職への登用	1	2	3	4	5
F 能力評価（業績評価・人事考課など）	1	2	3	4	5
G 研修の機会や内容	1	2	3	4	5
H 働き続けやすい職場環境の整備	1	2	3	4	5
I 育児・介護休暇など休暇の取得のしやすさ	1	2	3	4	5

問12 男女が対等に働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 女性の採用を拡大する
2. 賃金、昇給の男女の格差をなくす
3. 男性中心の組織運営を見直し、女性の管理職への登用を進める
4. 男女ともに、能力を發揮できる配置を行う
5. 男女ともに、教育・研修機会を充実する
6. 結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場環境の整備
7. 男女ともに育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする
8. 育児・介護の施設や支援制度の充実
9. 職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどをなくす
10. 職場において男女が対等であるという意識を普及させる
11. 女性自身の職業に対する自覚・意欲を高める
12. 男性自身の意識を変える
13. 短時間勤務、フレックスタイム（時差出勤）、テレワーク（在宅勤務等）など時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の普及
14. 長時間労働を見直し、仕事と家事・育児等との両立（ワーク・ライフ・バランス）を実現する
15. その他（具体的に）
16. わからない

問13 男性が、休業や休暇を取得することについてどう思いますか。(それぞれ〇は一つ)

	取 り ま た が よ い	と う か ら い と い は 取 ら な い 方 が よ い	取 ら な い 方 が よ い
A 育児休業(育児のために一定期間休業できる制度)	1	2	3
B 子の看護休暇(病気等のこどもの看護のための年5日程度の休暇)	1	2	3
C 介護休業(介護のために一定期間休業できる制度)	1	2	3
D 介護休暇(短期の介護のための年5日程度の休暇)	1	2	3

「3」「4」と回答した方→問13-1へ
それ以外の方→問14へ

問13-1は、問13で取らない方がよい(「3」または「4」)と回答した方にお聞きします。

問13-1 それぞれ取らない方がよいと考える理由は何ですか。

問13 A～Dで「3」または「4」と回答した項目のみお答えください。
(それぞれあてはまるものすべてに〇)

A 育児休業(育児のために一定期間休業できる制度)	1	2	3	4	5	6	7	8
B 子の看護休暇(病気等のこどもの看護のための年5日程度の休暇)	1	2	3	4	5	6	7	8
C 介護休業(介護のために一定期間休業できる制度)	1	2	3	4	5	6	7	8
D 介護休暇(短期の介護のための年5日程度の休暇)	1	2	3	4	5	6	7	8
経済的に苦しくなる								
職場の理解が得られない								
仕事の進捗や配属に影響する								
男性より女性が取るべきである								
男性が育児や介護の地域ネットワークに参加しにくい								
男性は育児・介護に慣れていない								
周りに取得した男性がいない								
その他(具体的に)								

6 地域・生活全般についておたずねします。

問14 あなたは、現在お住まいの地域で、次の活動に参加したことはありますか。また、今後参加したいと思えますか。(それぞれ〇は一つ)

	参加したことがある		参加したことがない	
	今後参加したい	今後参加したくない	今後参加したい	今後参加したくない
A 自治会や町内会など	1	2	3	4
B 老人会、女性会、青年会、子ども会など	1	2	3	4
C 学校のPTA活動	1	2	3	4
D 民生委員などの公的委員	1	2	3	4
E NPO(民間非営利組織)やボランティアなど	1	2	3	4
F 趣味・スポーツ・学習などのサークル活動	1	2	3	4
G 防災訓練や講演会など地域での防災活動	1	2	3	4
H その他(具体的に)	1	2	3	4

一つでも「2」「4」と回答した方→問14-1へ
それ以外の方→問15へ

問14-1は、問14で一つでも今後参加したくない(「2」または「4」)と回答した方にお聞きします。

問14-1 今後参加したくない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

1. 仕事が多い
2. 家事・育児・介護などで暇がない
3. 健康に自信がない
4. 人間関係がわずらわしい
5. 自分の意見や地域のニーズが反映されない
6. 自分の意見が男女平等に扱われない
7. 活動について情報が得られない
8. 性別や役割によって個人の負担が違う
9. 関心がない
10. 活動時間(時間帯)が合わない
11. その他(具体的に)

ここからはすべての方にお聞きます。

問15 地域の安全・安心に関する下記の項目についてお答えください。(それぞれ〇は一つ)

	そう思う	ある程度そう思う	どちらともいえない	あまり思わない	全く思わない
A お住まいの地域は犯罪が少なく、住みやすい	1	2	3	4	5
B 安心して電車や公園等の公共の場を利用できる	1	2	3	4	5
C 安心して子どもが外出や外遊びをすることができる	1	2	3	4	5
D 高齢者が安心して生活できる	1	2	3	4	5
E 夜道でも安心して歩くことができる	1	2	3	4	5
F 地域の防犯活動により、安心して生活できる	1	2	3	4	5

問16 あなたやあなたの家族が日頃から気にしている、または取り組んでいる防犯対策は何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

1. 防犯ブザーまたはホイッスルを携帯している (させている)
2. 「大阪府警察安まちメール」等で地域の犯罪発生情報に注意している
3. 防犯パトロールや子どもの見守り活動へ参加している
4. 暗い夜道等はなるべく避けるようにしている (させている)
5. その他 (具体的に)
6. 特にしていない

問17 あなたは普段、1日のうちで、以下の活動にどれくらいの時間を費やしていますか。平日、休日それぞれについて平均どのくらい費やしているかお答えください。(〇はそれぞれ一つ)

(1) 仕事・学校 (通勤・通学時間を含む)

①平日 (仕事や学校がある日) (〇は一つ)	②休日 (仕事や学校がない日)
1. なし (0分)	
2. 4時間未満	
3. 4時間～6時間未満	
4. 6時間～8時間未満	
5. 8時間～10時間未満	
6. 10時間～12時間未満	
7. 12時間以上	

(2) 家事 (炊事、買物、洗濯、掃除など)

①平日 (仕事や学校がある日) (〇は一つ)	②休日 (仕事や学校がない日) (〇は一つ)
1. なし (0分)	1. なし (0分)
2. 30分未満	2. 30分未満
3. 30分～1時間未満	3. 30分～1時間未満
4. 1時間～2時間未満	4. 1時間～2時間未満
5. 2時間～3時間未満	5. 2時間～3時間未満
6. 3時間～4時間未満	6. 3時間～4時間未満
7. 4時間～5時間未満	7. 4時間～5時間未満
8. 5時間以上	8. 5時間以上

(3) 育児

①平日 (仕事や学校がある日) (〇は一つ)	②休日 (仕事や学校がない日) (〇は一つ)
0. 育児の必要なこともない	0. 育児の必要なこともない
1. なし (0分)	1. なし (0分)
2. 30分未満	2. 30分未満
3. 30分～1時間未満	3. 30分～1時間未満
4. 1時間～2時間未満	4. 1時間～2時間未満
5. 2時間～3時間未満	5. 2時間～3時間未満
6. 3時間～4時間未満	6. 3時間～4時間未満
7. 4時間～5時間未満	7. 4時間～5時間未満
8. 5時間以上	8. 5時間以上

(4) 介護

①平日（仕事や学校がある日）（○は一つ）	②休日（仕事や学校がない日）（○は一つ）
0. 介護の必要な家族がいない	0. 介護の必要な家族がいない
1. なし（0分）	1. なし（0分）
2. 30分未満	2. 30分未満
3. 30分～1時間未満	3. 30分～1時間未満
4. 1時間～2時間未満	4. 1時間～2時間未満
5. 2時間～3時間未満	5. 2時間～3時間未満
6. 3時間～4時間未満	6. 3時間～4時間未満
7. 4時間～5時間未満	7. 4時間～5時間未満
8. 5時間以上	8. 5時間以上

(5) 地域活動（自治会やPTAなど）

①平日（仕事や学校がある日）（○は一つ）	②休日（仕事や学校がない日）（○は一つ）
1. なし（0分）	1. なし（0分）
2. 30分未満	2. 30分未満
3. 30分～1時間未満	3. 30分～1時間未満
4. 1時間～2時間未満	4. 1時間～2時間未満
5. 2時間～3時間未満	5. 2時間～3時間未満
6. 3時間～4時間未満	6. 3時間～4時間未満
7. 4時間～5時間未満	7. 4時間～5時間未満
8. 5時間以上	8. 5時間以上

問18 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
2. 家事、子育て、介護、地域活動の社会的な評価を高めること
3. 夫婦の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと
4. 労働時間の短縮などを進め、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
5. 男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること
6. 小さいときから男女ともに、家事や育児に関わるしつけ・教育をすること
7. 男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること
8. その他（具体的に）
9. 特に必要ない

7 様々な暴力についてお答えください。

問19 あなたは、最近3年の間に、職場・学校・地域などの身近なところで、*セクシュアル・ハラスメントや職場における*妊娠・出産に関するハラスメント、**育児休業等に関するハラスメントを受けたことがありますか。

（1とJに関しては、あなた自身及びパートナーについてお答えください。）

*セクシュアル・ハラスメント…職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えること。
 **職場における妊娠・出産に関するハラスメント…職場において行われる上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した女性労働者の就業環境が悪化すること。
 ***職場における育児休業等に関するハラスメント…職場における上司・同僚からの言動により、育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が悪化すること。

（あてはまるものすべてに○）

	あなた		パートナー	
	職場を受けた	学校を受けた	地域を受けた	受けたいとは思っていない
A 地位や権限を利用して、性的な関係を迫られた	1	2	3	4
B 食事やデートにこきつけられたり、性的な誘惑を受けた	1	2	3	4
C さわる、抱きつくなど肉体的接触を受けた	1	2	3	4
D 性的冗談や質問、ひやかしなどの言葉をかけられたり、性的な噂をたてられたりした	1	2	3	4
E 宴席で、お酌を強要された	1	2	3	4
F 異性との交際や結婚予定、出産予定などプライベートなことについてたびたび聞かれた	1	2	3	4
G じろしろ見られたり、容姿や年齢のことを話題にされた	1	2	3	4
H 「男のくせに」「女のくせに」などの性差別的な言葉をかけられた	1	2	3	4
I 妊娠・出産・育児休業の取得などをきつかけ、精神的・肉体的な嫌がらせを受けた	1	2	3	4
J 妊娠・出産・育児休業の取得などを理由に、解雇や雇い止め、自主退職の強要を受けた	1	2	3	4

一つでも「I」～「J」と回答した方→問19-1へ

すべて「I」と回答した方→問20へ

問19-1は、問19で一つでも「1」～「13」(ハラスメントを受けたことがある)と回答した方にお聞きします。

問19-1 あなたは、そのことを誰かに相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 堺市各区役所「女性相談」
2. 堺市男女共同参画交流の広場「女性の悩みの相談」「男性の悩みの相談」
3. 堺市立男女共同参画センター相談
4. 大阪府女性相談センター
5. 労働局の雇用環境・均等部(室)
6. 警察
7. 民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラーなど)
8. 医療関係者(医師、看護師など)
9. 学校関係者(相談窓口、教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど)
10. 職場の相談窓口
11. 家族や親戚
12. 友人や知人
13. その他(具体的に.....)
14. どこ(だれ)にも相談しなかった

「14. どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した方→問19-2へ
それ以外の方→問20へ

問19-2は、問19-1で「14.どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した方にお聞きします。

問19-2 あなたが、どこ(だれ)にも相談しなかったのはなぜですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. どこ/だれに相談してよいかわからなかった
2. 恥ずかしくてだれにも言えなかった
3. 相談してもむだだと思った
4. 相談したことがわかると、もっとひどい暴力・嫌がらせを受けると思った
5. 加害者に「だれにも言うな」と脅された
6. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思った
7. 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った
8. 世間体が悪い
9. 他の人を巻き込みたくなかった
10. 周囲の人と、これまでのようなつき合いができなくなると思った
11. そのことについて悪い出し出たくなかった
12. 自分にも悪いところがあると思った
13. 相手の行為は愛情の表現だと思った
14. 相談するほどではないと思った
15. その他(具体的に.....)

問20は、すべての方にお聞きします。

問20 あなたはこれまで(こどものころを含めて)に、望まないのに性的な行為(※痴漢を含みます)をされたことがありますか。(○は一つ)

1. ある.....→問20-1へ
2. ない.....→問21へ

※痴漢…路上や商業施設などの公共の場所または電車やバスなどの公共の乗物において、衣服の上からまたは直接接触されたり、同意がなされたわいせつな行為。なお、ぶつかられた、怒鳴られた、じっと見られたなどの迷惑行為は除きます。

問20-1～4は、問20で「1.ある」と回答した方にお聞きします。

問20-1 あなたは、どのような被害にあいましたか。(○は一つ)

複数被害にあわれた方は、直近のことについてお答えください。

1. ※不同意性交等または不同意わいせつ行為
2. 痴漢
3. 性的姿態の撮影
4. その他(具体的に.....)

※不同意性交等または不同意わいせつ行為…同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることとが難しい状態で行われる性交等やわいせつ行為。

問20-2 あなたは、どこで被害にあいましたか。(○は一つ)

1. 乗り物
2. 路上
3. ショッピングモール等の商業施設
4. 家・共同住宅エレベーター
5. その他(具体的に.....)

問20-3 あなたは、性的な行為を行った者とはどのようなように知り合いましたか。(○は一つ)

1. 親族・友人・顔見知り
2. SNSを通じて
3. 全く知らない人
4. その他(具体的に.....)

問20-4 あなたは、そのことを誰かに相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 堺市各区役所「女性相談」
2. 堺市男女共同参画交流の広場「女性の悩みの相談」「男性の悩みの相談」
3. 堺市立男女共同参画センター相談
4. 堺市こころの健康センター「性暴力被害にあわれた女性のための心理カウンセリング」
5. 堺市配偶者暴力相談支援センター
6. 大阪府女性相談センター
7. 性暴力に関するSNS相談「Cure time (キュアタイム)」
8. 警察
9. 民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラー、性暴力支援センター大阪SACHIなど)
10. 医療関係者(医師、看護師など)
11. 学校関係者(相談窓口、教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど)
12. 関係機関の職員(交通機関の職員、お店の職員など)
13. 家族や親戚
14. 友人や知人
15. その他(具体的に)
16. どこ(だけ)にも相談しなかった

「16.どこ(だけ)にも相談しなかった」と回答した方→問20-5へ
それ以外の方→問21へ

問20-5 あなたが、どこ(だけ)にも相談しなかった」と回答した方にお聞きします。

問20-5 あなたが、どこ(だけ)にも相談しなかったのはなぜですか。
(あてはまるものすべてに○)

1. どこ/だれに相談してよいかわからなかった
2. 恥ずかしくてだれにも言えなかった
3. 相談してもむだだと思った
4. 相談したことがわかると、もっとひどい暴力・嫌がらせを受けると思った
5. 加害者に「だれにも言うな」と脅された
6. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思った
7. 自分さえかまふすれば、なんとかこのままやっていけると思った
8. 世間体が悪い
9. 他の人を巻き込みたくなかった
10. 周囲の人と、これまでのようなつき合いができなくなると思った
11. そのことについて悪い出しただけでよかった
12. 自分にも悪いところがあると思った
13. 相手の行為は愛情の表現だと思った
14. 相談するほどのことではないと思った
15. その他(具体的に)

8 配偶者や交際相手等からの暴力についておたずねします。

問21 あなたは、①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」やその内容を知っていますか。また、②結婚していない交際中のパートナー間で起こる暴力を、特に、「デートDV」といいますが、あなたはこの「デートDV」という言葉やその内容を知っていますか。(それぞれ○は一つ)

	あることもその内容も知っている	あることは知っていたが、内容はよく知らない	あることを知らなかった
① DV防止法	1	2	3
② デートDV	1	2	3

問22 あなたは、配偶者や交際相手からの暴力についてどのような相談窓口を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)
なお、ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の配偶者も含まれます。

1. 堺市配偶者暴力相談支援センター
2. 堺市各区役所「女性相談」
3. 堺市男女共同参画交流の広場「女性の悩みの相談」「男性の悩みの相談」
4. 堺市立男女共同参画センター相談
5. 大阪府女性相談センター
6. 内閣府DV相談+(プラス)
7. 警察
8. 民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラー、民間シエルターなど)
9. 医療関係者(医師、看護師など)
10. 学校関係者(教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど)
11. その他(具体的に)
12. 知らない

問23 あなたは、配偶者や交際相手から次のようなことが相手に対して行われた場合、それを暴力だと思えますか。なお、ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の配偶者も含みます。(それぞれは一つ)

	暴力にあたる と思う	暴力にあたる 場合も、そう でない場合も あると思う	暴力にあたる とは思わない
A 平手で打つ	1	2	3
B なぐる・ける	1	2	3
C 家具などの物にあたる、壊す	1	2	3
D 自由にお金を使わせない、必要な生活費を 渡さない、借金を強要する	1	2	3
E なぐるふりをして、おどす	1	2	3
F 大声でどなる	1	2	3
G 暴言をいったり、ばかにしたり、見下したり する	1	2	3
H 何を言っても、長期無視し続ける	1	2	3
I いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3
J 避妊に協力しない	1	2	3
K 本人の許可なく性的な写真や動画を一般に 公開する	1	2	3
L 他の異性との会話を許さない	1	2	3
M 職場に行くことを妨害したり、外出先を制限 する	1	2	3
N 交友関係や行き先、電話・メール・SNS (LINE 等) などを細かく監視する	1	2	3
O 家族や友人との関わりを持たせない	1	2	3
P 子どもに危害を加えたり、子どもを取り上げ ようとする、子どもの前で暴力を振るう	1	2	3

すべて「1」と回答した方→問24

一つでも「2」「3」と回答した方→問23-1

問23-1は、問23で一つでも「2. 暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」、「3. 暴力にあたるとは思わない」と回答した方にお聞きします。

問23-1 そのような行為が「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」、「暴力にあたるとは思わない」と思ったのはなぜですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 夫婦間や交際相手間ではよくあることだから
2. 夫婦間や交際相手間では許されると思うから
3. 夫婦間や交際相手間の喧嘩の範囲だと思うから
4. 自分の考えをとおすために必要な場合があると思うから
5. 相手の間違いをただすために必要な場合があると思うから
6. 夫婦や交際相手なら、相手の行動や交際範囲を知るは(知られるのは)当たり前
だと思うから
7. 経済力のある者には従うべきだと思うから
8. 愛情表現だと思うから
9. 暴力を振るわれた側にも非があったと思うから
10. その他(具体的に)

問24は、すべての方にお聞きします。

問24 あなたは、結婚した経験、交際相手がいいた経験がありますか。なほ、ここでの「結婚」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の配偶者も含みます。(○は一つ)

1. 未婚(結婚したことはない)で、現在も過去も交際相手がいいた経験はない
…→ 問32
2. 未婚(結婚したことはない)で、現在交際相手がいる、または過去に交際相手がいいた
…→ 問26
3. 既婚(現在、夫または妻がいる)、または離別(結婚していたが、離婚した)、または死別(結婚していたが、死別した)
…→ 問25

図 24 で「3. 既婚、または離別、または死別」と回答された方にお聞きします。

問25 あなたはこれまで、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。
 また「①これまで」で「1, 2度あった」「何度もあった」と回答した方は、「②この1年間」についてもお答えください。(それぞれ○は一つ)

	① これまで			② この1年間		
	まったく ない	1 2 3	何度 も あ っ た	ま ち た く な い	1 2 3	何 度 も あ っ た
A なぐる、ける、物を投げつけるなど	1	2	3	1	2	3
B 生活費を渡さない、借金を肩代わりさせる、金品を要求するなど	1	2	3	1	2	3
C 人格を否定するようなことを言う、大声でどなる、なぐる、なぐるふりをして脅す、無視するなど	1	2	3	1	2	3
D 嫌がっているのに性的なことを強要したり、避妊をしないなど	1	2	3	1	2	3
E 携帯電話の番号やメールアドレスやSNS (LINE等) を勝手にチェックしたり、外出や行動を制限・監視したり、家族や知人に会わせないなど	1	2	3	1	2	3
F こどもの前で暴力を振るう、こどもの前での一方的に非難する、「こどもに暴力を加える」「こどもに危害を加える」などと言って脅すなど	1	2	3	1	2	3

既婚、未婚に関わらず、現在・過去に交際相手がいる・いた入すべてにお聞きします。

問26 あなたは、現在及び過去に交際相手から次のようなことをされたことがありますか。
 また、それは何歳の頃にされましたか。(それぞれあてはまるものすべてに○)

	ま ち た く な い			1 0 歳 代 の 時 に あ っ た			2 0 歳 代 の 時 に あ っ た			3 0 歳 代 以 上 の 時 に あ っ た		
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
A なぐる、ける、物を投げつけるなど	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
B 給料・バイト代や貯金を勝手に使われる、借金を肩代わりさせる、金品を要求するなど	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
C 人格を否定するようなことを言う、大声でどなる、なぐる、なぐるふりをして脅す、無視するなど	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
D 嫌がっているのに性的なことを強要したり、避妊をしないなど	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
E 携帯電話の番号やメールアドレスやSNS (LINE等) を勝手にチェックしたり、外出や行動を制限・監視したり、家族や知人に会わせないなど	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
F こどもの前で暴力を振るう、こどもの前での一方的に非難する、「こどもに暴力を加える」「こどもに危害を加える」などと言って脅すなど	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3

問 25 (配偶者からの暴力)、問 26 (交際相手からの暴力) で、暴力を受けた経験が
 まったくない方→問 31 A
 それ以外の方→問 26-1 A

問 27-2 は、問 27 で「N どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した方にお聞きします。

問 27-2 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（あてはまるものすべてに○）

	①配偶者から	②交際相手から
A どこ（だれ）に相談してよいかわからなかったから	1	1
B 恥ずかしくてだれにも言えなかったから	2	2
C 相談してもむだだと思ったから	3	3
D 自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから	4	4
E 相手の仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）	5	5
F 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから	6	6
G 自分さえかまわずれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	7	7
H 世間体が悪いと思ったから	8	8
I 他人を善き込みたくなかったから	9	9
J 他人に知られると、これまで通りのつき合い（仕事や学校などの人間関係）がでさなくなると思ったから	10	10
K そのことについて思い出しなくなかったから	11	11
L 自分にも悪いところがあると思ったから	12	12
M 相手の行為は愛情の表現だと思ったから	13	13
N 相談するほどのことではないと思ったから	14	14
O その他（具体的に）	15	15

問 28 は、配偶者や交際相手から暴力を受けた経験がある方に改めてお聞きします。

問 28 あなたは、あなたの配偶者や交際相手からどのような行為を受けたとき、どうしましたか。①配偶者からと②交際相手から、それぞれでお答えください。（それぞれ○は一つ）

	①配偶者から	②交際相手から
A 相手と別れた	1	1
B 別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった	2	2
C 別れたい（別れよう）とは思わなかった	3	3

「B. 別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」と回答した方→問 28-1へ
それ以外の方→問 29へ

問 28-1へ

問 28-1 は、問 28 で「B. 別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」と回答した方にお聞きします。

問 28-1 あなたが、相手と別れなかった理由は何か。（あてはまるものすべてに○）

	①配偶者から	②交際相手から
A 相手の仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）	1	1
B 経済的な不安があったから	2	2
C 世間体が悪いと思ったから	3	3
D 相手には自分が必要だと思ったから	4	4
E これ以上は繰り返されないとと思ったから	5	5
F 周囲の人から、別れることに反対されたから	6	6
G 相手が別れることに同意しなかったから	7	7
H 相手が変わってくれるかもしれないと思ったから	8	8
I その他（具体的に）	9	9
J ともがいる（妊娠した）から、このことを考えたから	10	10

「J. ともがいる（妊娠した）から、このことを考えたから」と回答した方→問 28-2へ
それ以外の方→問 29へ

問 28-2 は、問 28-1 で「J. ともがいるから、このことを考えたから」と回答した方にお聞きします。

問 28-2 あなたが、このことで相手と別れなかった最も大きな理由は何か。（○は一つ）

1. この間の保育所や学校の問題（保育所への転入が難しい、こどもが転校を嫌がるなど）
2. 相手に理解を奪われ、こどもと離れられなくなる恐れがあったから
3. 出ていくならこどもを置いていけと言われたから
4. こどもをひとり親にしなくなかったから
5. 養育しながら生活する自信がなかったから
6. 相手とこどもだけで暮らすことになった場合、こどもに危害が加えられる恐れがあったから
7. こどもにこれ以上余計な不安や心配をさせたくないから
8. その他（具体的に）

問29、問30は、配偶者や交際相手から暴力を受けた経験がある方に改めてお聞きします。

問29 あなたはこれまでに、あなたの配偶者や交際相手から受けた暴力等によって、命の危険を感じたことがありますか。①配偶者から②交際相手からそれぞれでお答えください。(それぞれ○は一つ)

	①配偶者から	②交際相手から
(1) 感じた	1	1
(2) 感じなかった	2	2

問30 あなたは、配偶者や交際相手から受けたそのような行為によって、生活上の変化がありましたか。(あてはまるものすべてに○)

	①配偶者から	②交際相手から
A 夜、眠れなくなった	1	1
B 心身に不調をきたした (具体的に)	2	2
C 自分に自信がなくなった	3	3
D 誰のことも信じられなくなった	4	4
E 外出するのが怖くなった	5	5
F 人づきあいがうまくいかなかった	6	6
G 転居(引っ越し)した	7	7
H 携帯電話の電話番号やメールアドレス、SNS のアカウントを削除した・変えた	8	8
I 仕事(アルバイト)をしづらく休んだ・やめた	9	9
J 学校・大学をしづらく休んだ・やめた	10	10
K 生きているのが嫌になった・死にたくなくなった	11	11
L 加害者や被害時の状況を思い出させられるようなこ とがかきつけて、被害を受けたときの感覚がよ みがえる	12	12
M その他(具体的に)	13	13
N 特になし	14	14

既婚、未婚に関わらず、現在・過去に交際相手がいる、いた人すべてにお聞きします。

問31 あなたの配偶者や交際相手は、お子さん(ご自身の子ども)だけでなく、配偶者や交際相手のことを含みます)に次のようなことをしましたか。あてはまるものすべてに○)

1. ことほげない
2. なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりする
3. 大声でなる、無視、存在否定、自尊心を踏みにじる行為など
4. 子どもの前であなたに暴力を振るったり、一方的に非難したりする
5. わいせつなものや性交を促せたり、性的な行為を強要することなど
6. 病気になることも病院を受診させない、食事を与えないなど
7. わからない
8. まったくない

ここからはすべての方にお聞きします。

問32 もしあなたの周りに、配偶者や交際相手から下記の(参考)で挙げているような暴力を受けている(かもしれない)人がいた場合、あなたはどんなことができると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 暴力を受けている人を医療機関や相談機関に連れて行く
2. 暴力を受けている人に相談先を紹介する
3. 暴力を受けている人と一緒に相談機関を調べる
4. 警察に通報する
5. 他人のことなどで口出しすべきでないと思い、何もしない
6. どう対応したらいいかわからず、何もしない
7. その他(具体的に)
8. わからない

(参考)

- A 身体的な暴力(なぐる、ける、物を投げつけるなど)
- B 経済的な暴力(給料・バイト代や貯金を勝手に使われる、借金を肩代わりさせる、金品を要求するなど)
- C 精神的な暴力(人格を否定するようなことを言う、大声でなる、なぐるふりをしして脅す、無視するなど)
- D 性的な暴力(嫌がっているのに性的なことを強要したり、避妊をしないなど)
- E 社会的な暴力(携帯電話の番号やメール・SNS(LINE等)を勝手にチェックしたり、外出や行動を制限・監視したり、家族や知人に会わせないなど)
- F 子どもを巻き込んだ暴力(子どもの前で暴力を振るう、子どもの前で一方的に非難する、子どもに暴力を振るう、「子どもに危害を加える」などと言った脅すなど)

問33 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
2. 地域・学校・家庭などで、暴力を防止するための教育を行う
3. 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
4. 医療やこころのケア等のカウンセリングなどの専門相談を受けられる環境を整える
5. 被害者の保護や自立のための生活支援制度を充実させる
6. 被害者を発見しやすい立場の警察や医療関係者などに対し、研修や啓発を行う
7. 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
8. 加害者への罰則を強化する
9. 地域社会にいる加害者の行動を監視する
10. 暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、オンラインゲームなど）を取り締まる
11. SNS等を用いた暴力を防ぐため、家庭や学校でSNSを利用する際のルールを教える
12. 男女間の経済的・社会的な地位や力の格差をなくす
13. その他（具体的に)
14. 特になし

9 防災対策についておたずねします。

問34 防災対策において、性別に配慮した対応が必要なことは何だと思えますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、授乳室、洗たくし場、世帯別の仕切り等）
2. 避難所の設計・運営に男女がともに参画し、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること
3. 災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障害者、障害者、妊産婦へのサポート事業）
4. 公的施設の備蓄品の二重把握、保管方法、災害時に支給する際の配慮
5. 被災者に対する男女のニーズの違いに応じた相談体制や情報提供
6. 防災に関する会議に男女がともに参画し、防災計画に男女両方の視点が入ること
7. 自主防災組織等に男女がともに参画し、地域で行われる防災活動に男女両方の視点が入ること
8. その他（具体的に)

10 男女共同参画に関する言葉や施策についておたずねします。

問35 次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものはどれですか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 男女共同参画社会基本法
2. 女子差別撤廃条約
3. ポジティブ・アクション（積極的差別是正措置）
4. ジェンダー（社会的・文化的性別）
5. 男女雇用機会均等法
6. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
7. LGBTQ※1
8. SOGI（性的指向、性自認）
9. ダイバーシティ※2
10. 子ども・子育て支援法
11. 育児・介護休業法
12. 配偶者暴力防止法（DV防止法）
13. ストーカー規制法
14. リベンジポルノ防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）
15. 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）
16. 候補者男女均等法（政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）
17. ことば基本法
18. LGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）
19. 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」※3
20. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律※4
21. 見たり聞いたりしたものはない

※1 LGBTQ・・・性的少数者の総称の一つ。

- L (Lesbian レズビアン：女性として女性を好きになる人。女性同性愛者。)
 - G (Gay ゲイ：男性として男性を好きになる人。男性同性愛者。)
 - B (Bisexual バイセクシュアル：好きになる対象が女性・男性の両性である人。両性愛者。)
 - T (Transgender トランスジェンダー：性自認が出生時の性とは異なる人。)
 - Q (Questioning クエスチョニング：性的指向や性自認が決まらぬ、分らない、決めたくない人。)
- (Queer クイア：性的少数者を包括する言葉。元々は「変わった、奇妙な」という意味で同性愛者を侮蔑する言葉だったものが、当事者が前向きな意味で使い出した経緯がある。)

※2 ダイバーシティ・・・ダイバーシティ (Diversity) とは、直訳すれば「多様性」。様々な背景や特性を持つ人々が共存し、互いに尊重しあう状態。

※3 性犯罪により適切に処処できなくなるために、以下の2つの法が令和5年7月13日に施行された。

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」・・・「暴行」・「脅迫」・「心神喪失」・「抗拒不能」要件の改正、性交同意年齢の引上げ、身体の一部または物を挿入する行為の取扱いの見直し等について改正を行ったもの。

「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」・・・性的姿態等撮影罪、性的画像記録提供等罪等の新設を行ったもの。

※4 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」・・・女性が日常生活または社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い「困難な問題を抱える女性」の福祉の増進を図るため、令和6年4月1日施行された。

問36 次の施策、取組のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものはどれですか。
(あてはまるものすべてに○)

- | |
|----------------------------|
| 1. 堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例 |
| 2. さかい男女共同参画プラン |
| 3. 堺市男女平等に関する苦情・相談処理制度 |
| 4. 堺市パートナーシップ宣誓制度 |
| 5. 堺市配偶者暴力相談支援センター |
| 6. 堺市男女共同参画交流の広場 |
| 7. 女と男がいさるのやSAKAI宣言 |
| 8. セーフティさかい (堺セーフティ・プログラム) |
| 9. 堺 自由の泉大学 |
| 10. 見たり聞いたりしたものはない |

問37 女性も男性もともにいきいきと暮らせる男女共同参画社会実現のために、国や大阪府、堺市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| 1. 男女が平等になっていない法律や制度の見直しを行う |
| 2. 審議会委員や管理職など、政策、方針決定の場に女性を積極的に登用する |
| 3. 企業などが女性の積極的な登用や男女の均等な取扱いを進めるよう働きかける |
| 4. 育児・介護等を支障する施設、サービスを充実する |
| 5. 育児・介護中の仕事の継続や再就職を支援する |
| 6. ひとり親家庭や生活困難家庭の相談事業などの支援を充実する |
| 7. 仕事と生活のバランスがとれるよう男女ともに働き方の見直しを進める |
| 8. セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力等の防止や被害者への支援を充実する |
| 9. 幼少期からの生涯を通じた健康増進や性に関する教育・相談事業を推進する |
| 10. 学校教育や生涯学習の場で男女共同参画に向けた学習を充実する |
| 11. 政策・方針決定に関わる者や管理職の意識改革を進める |
| 12. 男女共同参画に関する広報、情報提供、啓発活動を充実する |
| 13. その他 (具体的に) |
| 14. 特にない |

問38 男女共同参画社会の実現にあたってご意見・ご感想がありましたら、ご自由にお書きください。

最後に、あなたご自身のことについておたずねします。

F 1 何区にお住まいですか。(○は一つ)

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 堺区 | 4. 西区 | 7. 美原区 |
| 2. 中区 | 5. 南区 | |
| 3. 東区 | 6. 北区 | |

F 2 あなたの性別をお答えください。

() 歳

F 3 あなたの年齢はどれにあてはまりますか。(記入日時点) (○は一つ)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 18～19歳 | 7. 45～49歳 |
| 2. 20～24歳 | 8. 50～54歳 |
| 3. 25～29歳 | 9. 55～59歳 |
| 4. 30～34歳 | 10. 60～64歳 |
| 5. 35～39歳 | 11. 65～69歳 |
| 6. 40～44歳 | 12. 70歳以上 |

F 4 あなたが最後に通った学校(中退を含む)はどれにあてはまりますか。
在学中の方は、現在通学されている学校をお答えください。(○は一つ)

- | |
|--|
| 1. 中学校、旧制小学校、旧制高等小学校 |
| 2. 高等学校、中卒が入学資格の専修学校、各種学校、旧制中学校 |
| 3. 短大、高等専門学校、高卒が入学資格の専修学校、各種学校、旧制高校、専門学校 |
| 4. 大学、大学院 |

F 5 あなたにはお子さんがいますか。(別居を含む) (○は一つ)

- | | | |
|-----------|-----------|---------------|
| 1. いない | → F 6A | |
| 2. 女の子がいる | 3. 男の子がいる | 4. 女の子と男の子がいる |

F 5で「2」～「4」(子どもがいる)と答えられた方にお聞きします。

F 5-1 お子さんは何人いますか。(別居を含む)

() 人

F 5-2 お子さんの成長段階は、(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------|---------------|
| 1. 小学校入学前 | 4. 高校生 |
| 2. 小学生 | 5. 高校卒業～19歳まで |
| 3. 中学生 | 6. 20歳以上 |

F 5-3 一番下のお子さんは何歳ですか。(記入日時点)

() 歳

ここからはすべての方にお聞きします。

F 6 現在、あなたの家族の構成はどれにあてはまりますか。(○は一つ)

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. ひとり暮らし | 6. 祖父母と親(父と母)と子(三世代) |
| 2. 夫婦・カップルだけ | 7. 祖父母と親(父)と子(三世代) |
| 3. 親(父と母)と子(二世代) | 8. 祖父母と親(母)と子(三世代) |
| 4. 親(父)と子(二世代) | 9. その他 |
| 5. 親(母)と子(二世代) | (具体的に) |

F 7 昨年の、あなたの世帯(生計をともにしている家族全員)の収入の合計額は、税込みでどれくらいですか。(○は一つ)

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 200万円未満 | 5. 800万円以上1,000万円未満 |
| 2. 200万円以上400万円未満 | 6. 1,000万円以上1,500万円未満 |
| 3. 400万円以上600万円未満 | 7. 1,500万円以上 |
| 4. 600万円以上800万円未満 | |

F 8 昨年の、あなたの個人の収入は、税込みでどれくらいですか。
また、あなたの配偶者・パートナーの個人の収入は、税込みでどれくらいですか。
次の中から、それぞれあてはまるものの番号をご記入ください。

※配偶者・パートナーがない方は、ご自身の欄だけご記入ください。

(1) 昨年のあなたの収入 () 番
(2) 昨年のあなたの配偶者・パートナーの収入 () 番

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 収入なし | 6. 400万円以上600万円未満 |
| 2. 103万円未満 | 7. 600万円以上800万円未満 |
| 3. 103万円以上130万円未満 | 8. 800万円以上1,000万円未満 |
| 4. 130万円以上200万円未満 | 9. 1,000万円以上1,500万円未満 |
| 5. 200万円以上400万円未満 | 10. 1,500万円以上 |

質問は以上です。
お忙しい中、ご協力いただき、ありがとうございます。
調査の分析結果を堺市ホームページ等で皆さまにお知らせし、次期さかい男女共同参画プランに反映させます。

【お祝い】記入もれ等がないかご確認のうえ、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、
8月7日(木)までに郵便ポストに投函をお願いします。

相談機関一覧



様々な相談窓口

堺市立男女共同参画センター相談

面接、電話、SNS、メール相談
面談、電話相談は
 TEL/FAX 072-224-8888 (相談専用)
 火～日曜 午前9時～午後5時15分
 (年末年始・月曜日を除く、月曜日が祝日のときは閉館)
メール、SNS相談は
 ココロコサカイ (堺市立男女共同参画センター)
 HPから

大阪府女性相談センター

面接、電話、FAX等
 TEL 06-6949-6022, 06-6946-7890
 FAX 06-6940-0075 (相談専用)
 平 日 午前9時～20時
 土・日 午前9時～17時
 (いずれも祝日・年末年始を除く。)

夜間・祝日DV電話相談

06-6946-7890
 上記以外の時間

内閣府DV相談+ (プラス)

電話 24時間受付
 TEL 0120-279-889
 チャット相談、プラス相談箱は、
 内閣府 DV相談+HPから

大阪弁護士会《DV・セクハラ・性被害の電話相談》

06-6364-6251
 第2本曜 午前11時30分～午後1時30分

性暴力に関するSNS相談 「Cure time (キュアタイム)」

SNS、メール相談 毎日17時～21時



堺市各区役所の女性相談

堺区 072-228-7023
 中区 072-270-0550
 東区 072-287-8198
 西区 072-343-5020
 南区 072-290-1744
 北区 072-258-6621
 美原区 072-341-6411
 ※女性相談員の相談時間は各区にお問い
 合わせください。
 月～金曜 午前9時～午後5時30分
 (祝日・年末年始を除く)

堺市配偶者暴力相談支援センター

072-228-3943
 月～金曜 午前9時～午後5時30分
 (祝日・年末年始を除く)

堺市夜間・休日DV電話相談

072-280-2526
 堺市配偶者暴力相談支援センターの受付時間以外

警察の相談窓口(24時間)

堺 072-223-1234 北堺 072-250-1234
 西堺 072-274-1234 中堺 072-242-1234
 南堺 072-291-1234 黒山 072-362-1234

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援

センター全国共通電話番号<#8991>
 発信場所から最寄りのワンストップ支援センター
 につながります

性犯罪被害110番(24時間)

《性犯罪被害にあった方の相談専用電話》
 0120-548-110 <#8103>
 (性犯罪被害相談電話全国共通番号)

カウンセリング

堺市こころの健康センター 《性暴力被害にあわれた女性の ための心理カウンセリング》

072-245-9192 (面接予約)
 月～金曜 午前9時～午後5時30分
 (祝日・年末年始を除く)

堺市男女共同参画交流の広場

女性の悩みの相談 (面接のみ)
 男性の悩みの相談 (面接及び電話)
 072-236-8266 (面接相談予約)
 火～土曜 午前10時～午後9時
 日曜 午前10時～午後4時30分
 (祝日・年末年始を除く)

性暴力で苦しんでいませんか？



誰にも相談できずに、悩んでいませんか？
 あなたは、何も悪くありません。
 あなたには、どんな責任もありません。
 わたしたちは、あなたのことを心配しています。
 まずは、相談してください。
 あなたの秘密は守ります。



堺市 性暴力相談 検索